請願・陳情審査の流れ

請　願

紹介議員の署名

陳　情

議長へ提出

議会運営委員会（協議）

請願…付託委員会を協議し、本会議に上程

陳情…付託委員会を協議し、本会議に上程　または

全議員に配付

本　会　議

本会議に上程し、所管の委員会へ付託

全議員

陳情を参考配付

委員会（審査）

請願…紹介議員が趣旨説明を行い、質疑を受けます。採択か不採択を決定します。

陳情…書面審査になりますが、関係所管の出席を求める場合もあります。了承か不了承を決定します。

※結論が出ない場合は継続審査等となることがあります。

本　会　議

請願…委員長報告、質疑、討論を行ったあと採決し、採択、不採択を決定します。

陳情…議長が委員会の審査結果を報告します。

※継続審査・・・議会の議決により次の定例会終了まで審査することができます。

定例会終了後、結果を請願者・陳情者に通知します。